

改正

昭和39年4月10日条例第3号

昭和40年4月6日条例第6号

昭和44年4月1日条例第13号

昭和45年6月18日条例第1号

昭和46年9月13日条例第2号

昭和47年4月1日条例第1号

昭和47年6月25日条例第9号

昭和48年4月5日条例第4号

昭和48年7月23日条例第8号

昭和48年12月15日条例第11号

昭和49年3月11日条例第3号

昭和50年2月22日条例第1号

平成元年4月1日条例第2号

平成2年12月26日条例第7号

平成7年12月21日条例第2号

平成9年3月26日条例第1号

平成9年12月25日条例第3号

平成12年3月29日条例第2号

平成12年12月26日条例第4号

平成14年12月20日条例第5号

平成15年12月24日条例第6号

平成17年12月26日条例第7号

平成25年12月26日条例第3号

越谷・松伏水道企業団給水条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第5条—第10条）

第3章 給水（第11条—第20条）

第4章 料金及び手数料（第21条—第29条の2）

第5章 管理（第30条—第35条）

第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）

第7章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（条例の目的）

第1条 この条例は、越谷・松伏水道企業団の水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担、その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

（給水区域）

第2条 給水区域は、越谷市及び松伏町とする。

（給水装置の定義）

第3条 この条例において、「給水装置」とは、需要者に水を供給するために企業長の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置1（世帯・戸）又は1箇所で専用するもの
- （2）共用給水装置2（世帯・戸）若しくは2箇所以上で共用するもの
- （3）私設消火せん 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（給水装置の新設等の申込）

第5条 給水装置を新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去しようとする者は、企業長の定めるところによりあらかじめ企業長に申込みその承認を受けなければならない。

（加入者分担金）

第5条の2 給水装置の新設（以下「新設工事」という。）又は改造工事に伴い既存の量水器より大きい口径の量水器に変更（以下「増径工事」という。）を行う者は、新設工事にあつては量水器の口径に応じて別表第1に定める金額、増径工事にあつては別表第1により改造後の量水器の

口径に対応する額から既存の量水器の口径に対応する額を控除した金額に100分の108を乗じて得た額を分担金として、納付書により納付しなければならない。

- 2 分担金は、給水申込み又は、改造申込みの際納付しなければならない。ただし、企業長は、特別の事情があると認めた場合は、その額を減免することができる。

(新設等の費用負担)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造、修繕又は撤去する者の負担とする。ただし、企業長が特に必要があると認めたものについては、企業団においてその費用を負担することができる。

(工事の施工)

第7条 給水装置工事は、企業長又は企業長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施工する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施工する場合は、あらかじめ企業長の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び工事の立会検査を受け、かつ、工事しゅん工後に企業長の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により企業長が工事を施工する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第7条の2 企業長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から量水器までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 企業長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から量水器までの工事に関する工法、工期、その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第8条 企業長が施工する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費

(6) 間接経費

- 2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。
- 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に企業長が定める。

(工事費の予納)

第9条 企業長に給水装置の工事を申込み者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、企業長が、その必要がないと認めた工事については、この限りではない。

- 2 前項の工事費の概算額は、しゅん工後に精算する。
- 3 第7条第1項の規定に基づき、指定給水装置工事事業者が設計及び施工する工事については、前2項は適用しない。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 企業長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施工することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事業又は法令若しくはこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても企業団は、その責を負わない。

(給水契約の申込)

第12条 水道を使用しようとする者は、企業長の定めるところにより、あらかじめ、企業長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が、区域内に居住しないとき又は企業長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、区域内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号の一に該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定

し、企業長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他企業長が必要と認めた者

2 企業長は、前項の管理人を不相当と認めたときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、企業団の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、企業長が定める。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、企業長が設置して、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道利用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が、前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の利用中止、変更等の届出)

第17条 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。
- (3) 消防演習に私設消火せんを使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、企業長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を利用したとき。
- (4) 管理人に変更があったとき又はその住所に変更があったとき。

(私設消火せんの利用)

第18条 私設消火せんは、消防又は消防の演習の場合のほか利用してはならない。

2 私設消火せんを消防の演習に利用するときは、企業長の指定する企業団職員の立会を要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第19条 水道使用者等は、善良な管理者の注意をもって、水が汚水し又は漏水しないよう給水装置を管理し、異状があるときは直ちに企業長に届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、企業長が必要と認めたときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道使用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 企業長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の支払義務)

第21条 水道料金（以下「料金」という。）は、水道の使用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第22条 料金は、メーター口径又は用途に応じ、別表第2に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(料金の算定)

第23条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ企業長が定めた日をいう。）に、メーターの検針を行い、その日の属する算定期間分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは企業長は、定例日以外の日に検針を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 メーターの検針は、毎月又は隔月とし必要に応じて随時これを行い使用水量を定める。

2 企業長は、次の各号の一に該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異状があったとき。
- (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用するとき。
- (3) 使用水量が不明のとき。
- (4) 共用給水装置により、水道を使用するとき。

(集団住宅料金適用措置)

第24条の2 企業長は、集団住宅の各戸の水道使用者で、次の各号に適合している者について特に必要があると認めるときは、その者の申請によって各戸の水道使用者に第22条別表第2に定める料金を適用することができる。

- (1) 量水器の設置されている建物内が独立した2戸以上の住宅に区分されていること。
- (2) 各戸ごとに量水器が設置されていないこと。
- (3) 各戸の水道使用者が、専ら家事の用に水道を使用していること。
- (4) 昭和47年5月末日以前に量水器の設置された、集団住宅に居住する各戸の水道使用者であること。

(特別な場合における料金の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始し又は使用をやめたときの料金は、次のとおりとする。

- (1) 基本料金は開始の場合は検針日から数えて15日間以内は半額とし、廃止等の場合も検針日から数えて15日間以内は半額とする。
- (2) 超過料金は、前号の半額に相当するものに対しては、基本水量の2分の1を超過した水量に対して算定する。

2 月の中途においてそのメーター口径又は用途に変更があった場合は、その使用日数の多いメーター口径又は用途の料率を適用する。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、企業長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、企業長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。

(料金の徴収方法)

第27条 料金は、納入通知書又は集金の方法により隔月徴収する。ただし、企業長は必要があるときは、毎月徴収することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、次の各号の区別により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、企業長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後徴収することができる。

- (1) 第7条第1項の工事の設計をするとき。
1件につき 1,000円
- (2) 第7条第2項の設計審査をするとき。

1 件につき 量水器口径が25mm以下のもの 2,000円

量水器口径が40mm以上のもの 3,200円

(3) 第7条第2項の工事の立会検査をするとき。

1 件につき 配水管分岐口径が25mm以下のもの 4,800円

配水管分岐口径が40mm以上のもの 7,600円

(4) 第7条第2項の工事検査をするとき。

1 件につき 量水器口径が25mm以下のもの 1,000円

量水器口径が40mm以上のもの 2,000円

(5) 特定集団住宅の認定検査をするとき。

共用、子メーターそれぞれ1個につき 1,000円

(6) 第18条第2項の消防演習に立合うとき。

1 回につき 300円

(7) 第7条第1項の指定をするとき。

1 件につき 20,000円

(8) 第31条第2項の確認をするとき。

1 件につき 量水器口径が25mm以下のもの 23,000円

量水器口径が40mm以上のもの 28,000円

(9) 企業団の事件に関する証明書の交付を申請するとき。

ア 給水に関する証明

1 件につき 200円

イ 水道料金に関する証明

1 件につき 200円

ウ 工事納入金に関する証明

1 件につき 200円

エ 指定給水装置工事事業者に関する証明

1 件につき 200円

(料金、手数料等の軽減又は免除)

第29条 企業長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料、その他の費用を軽減又は免除することができる。

(料金債権の放棄)

第29条の2 企業長は、料金に係る債権で消滅時効が完成したものを放棄することができる。

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第30条 企業長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し、適当な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 企業長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施工した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りではない。

(給水の停止)

第32条 企業長は、次の各号の一に該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、第9条の工事費、第19条第2項の修繕費、第22条の料金、又は第28条の手数料を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が正当な理由がなくて、第23条の使用水量の計量又は第30条の検査を拒み若しくは妨げたとき。
- (3) 給水装置に汚染のおそれのある器物又は施設を連結して使用したとき。

(給水装置の切り離し)

第33条 企業長は、次の各号の一に該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が30日以上所在が不明で、かつ給水装置の利用者が居ないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと認めるとき。

(過料)

第34条 企業長は、次の各号の一に該当する者に対し、50,000円以下の過料を科することができる。

- (1) 第5条の承認を受けずに給水装置を新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去した者
- (2) 正当な理由がなく第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第30条の検査又は第32条の給水の停止を拒み若しくは妨げた者
- (3) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正の行為をした者

(料金を免れた者に対する過料)

第35条 企業長は、詐欺その他不正の行為によって第22条の料金又は第28条の手数料の徴収を免れた者に対し、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(企業長の責務)

第36条 企業長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

- 2 企業長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年4月10日条例第3号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和40年4月6日条例第6号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日以降の検針に係る水道使用料金から適用する。

附 則（昭和44年4月1日条例第13号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の公布の日の前日までに給水装置新設の申込みのあったものについては、なお従前の例による。
- 3 越谷・松伏水道企業団水道事業に関する分担金徴収条例（昭和36年条例第6号）は廃止する。

附 則（昭和45年6月18日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和46年9月13日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年4月1日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日の検針より適用する。

附 則（昭和47年6月25日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年6月1日から適用する。

附 則（昭和48年4月5日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年7月23日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年12月15日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年3月11日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和50年2月22日条例第1号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例別表第1の規定は、昭和50年4月1日以後の加入申込みに係る加入者分担金から、別表第2（1）中附記以外の部分の規定は昭和50

年4月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の加入申込に係る加入者分担金及び同日前の検針に係る水道使用料金については、なお従前の例による。

- 3 第2条の規定による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例の規定は、昭和51年4月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例の規定は、昭和52年4月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年4月1日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（料金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成2年12月26日条例第7号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第22条の規定は、平成3年6月1日から適用し、同日前に徴収するメーター使用料金は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第28条各号の規定は、平成3年4月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。
- 4 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例別表第2の規定は、平成3年6月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金及びメーター使用

料金は、なお従前の例による。

附 則（平成7年12月21日条例第2号）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第22条及び別表第2の規定は、平成8年6月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成8年4月1日以後に給水申込み又は改造申込みに係る分担金から適用し、同日前の申請に係る分担金は、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月26日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
（分担金に関する経過措置）
- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第5条の2第1項の規定は、平成9年4月1日以後に給水申込み又は改造申込みに係る分担金から適用し、同日前の申請に係る分担金は、なお従前の例による。
（料金に関する経過措置）
- 3 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第22条の規定は、平成9年6月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金は、なお従前の例による。
（手数料に関する経過措置）
- 4 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第28条各号の規定は、平成9年4月1日以後の申請に係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の越谷・松伏水道企業団給水条例（以下「改正前の条例」という。）第7条第1項ただし書きの規定により企業長の指定を受けている者（次項において「旧公認業者」という。）は、平成10年4月1日から90日間（次項の規定による届け出があったときは、その届け出があった時までの間）は、この条例による改正後の越谷・松伏水

道企業団給水条例（以下「改正後の条例」という。）第7条第1項の指定を受けた者とみなす。

- 3 旧公認業者は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律（平成8年法律第107号）附則第2条第2項の届出を企業長に届け出たときは、改正後の条例第7条第1項の指定を受けた者とみなす。
- 4 この条例による改正後の条例第28条の規定は、平成10年4月1日以後の申込みに係る手数料から適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。
- 5 この条例による改正後の条例第34条の規定は、平成10年4月1日以後にした行為に対する過料から適用し、同日前にした行為に係る過料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月29日条例第2号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第4号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年12月20日条例第5号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例別表第2中、一般用から集会施設用までの項は、平成16年6月1日以後の検針に係る水道使用料金から適用し、同日前の検針に係る水道使用料金は、なお従前の例による。

附 則（平成17年12月26日条例第7号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月26日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（分担金に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第5条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後の給水申込み又は改造申込みに係る分担金から適用し、同日前の申込みに係る分担金は、なお従前の例による。

(料金に関する経過措置)

3 この条例による改正後の越谷・松伏水道企業団給水条例第22条の規定にかかわらず、施行日前から継続して供給している水道の使用で、施行日から平成26年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定されるものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利の確定される日が同月30日後である水道の使用にあつては、当該確定されたもののうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に対応する部分に限る。）については、なお従前の例による。

4 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

別表第1（第5条の2関係）

量水器の口径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm
分担金	円		円	円	円	円	円
	220,000		430,000	1,440,000	2,450,000	6,300,000	12,000,000

(注) 150mm以上のものについては、協議の上企業長が別に定める。

別表第2（第22条、第24条の2関係）

水道使用料金（1か月につき）

メーター口径用途		基本料金		超過料金		
		水量	料金	水量	料金 (1 m ³ につき)	
一般用	13mm			メーター口径	8 m ³ を超え10 m ³ までの分	60円
					10 m ³ を超え20 m ³	160円

				径25mm以下	までの分	
	20mm	8 m ³ まで	830円		20 m ³ を超え30 m ³ までの分	210円
	25mm				30 m ³ を超え50 m ³ までの分	270円
	40mm		3,570円	メーター口	50 m ³ まで	270円
	50mm		6,630円	径40mm以上	50 m ³ を超え500 m ³ までの分	330円
	75mm		11,890円		500 m ³ を超え1,000 m ³ までの分	340円
	100mm		23,490円		1,000 m ³ を超える分	350円
	150mm		69,660円			
集団住宅用					8 m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え、10 m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	60円
					10 m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え、20 m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	160円
		8 m ³ に世帯数を乗じて得た水量まで	830円に世帯数を乗じて得た額		20 m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え、30 m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	210円
					30 m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超え、50 m ³ に世帯数を乗じて得た水量までの分	270円
					50 m ³ に世帯数を乗じて得た水量を超える分	330円
公衆浴場用		80 m ³ まで	8,000円		80 m ³ を超える分	160円
公立小中学校プール	50mm		2,200円		1 m ³ につき	210円
	75mm		3,900円			

ル用				
集会施設用	8 m ³ まで	420円	8 m ³ を超える分	160円
臨時用	1 m ³ につき			500円
消火栓用	1 栓 1 回10分毎			1,500円

附記（第22条、第24条の2 関係）

用途	摘要
1 公衆浴場用	一般公衆浴場に使用するもの
2 公立小中学校プー ル用	市立並びに町立の小学校、中学校のプールに使用するもの
3 集会施設用	自治会等の地域自治団体が集会施設に使用するもの
4 臨時用	建設工事、競技、祭典、興業等のため臨時に使用するもの
5 消火栓用	消防用以外に使用するもの